

| | | | |
|--|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日 | 平成27年12月16日 | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第3部 |
| 事件番号 | 平成26年(ネ)第10124号 | | |
| <p>○ 発明の名称を「シートカッター」とする特許の特許権侵害に基づく差止及び損害賠償請求事件について、本件特許には、これに係る発明が公知文献記載の発明と同一であり新規性を欠くとの無効理由があるから、特許法104条の3第1項により本件特許権を行使することはできないとして、被控訴人の請求を一部認容した1審判決が取り消された事例。</p> | | | |

(関連条文) 特許法29条1項3号, 同法104条の3第1項

(関連する権利番号等) 特許第5374419号 (本件特許)

米国公開特許公報2006/0201000号 (乙13)

判決要旨

- 1 本件は、発明の名称を「シートカッター」とする特許(特許第5374419号。本件特許)に係る特許権の特許権者である被控訴人(1審原告)が、控訴人(1審被告)の製造販売する控訴人製品は本件特許発明の技術的範囲に属し、控訴人によるその製造、譲渡等が本件特許権の侵害に当たると主張して、控訴人に対し、控訴人製品の製造等の差止め、控訴人製品及びその半製品の廃棄並びに損害賠償を求める事案である。

原判決は、控訴人製品は本件特許発明の技術的範囲に属すると認め、被控訴人の請求のを、控訴人に対し、控訴人製品の製造、譲渡等の差止め及び廃棄並びに損害賠償として79万4000円及び遅延損害金の支払を命じる限度で認容し、その余の請求を棄却した。

控訴人は、原判決中控訴人敗訴部分を不服として本件控訴を提起した。
- 2 本判決は、要旨次のとおり判示し、本件特許発明は米国公開特許公報2006/0201000号記載の発明(乙13発明)と同一の発明であって新規性を欠くから、本件特許には特許法29条1項3号に違反する無効理由があり、被控訴人は、同法104条の3第1項の規定により、控訴人に対して本件特許権を行使することはできないと判断し、原判決を取り消すとともに、同取消部分につき被控訴人の請求をいずれも棄却した。
 - (1) 本件特許発明を構成要件に分説すると、次のとおりであり、乙13発明は、構成要件AないしC及びFの構成を備えていると認められる。
 - A 第1の刃と、
 - B 第2の刃と、
 - C 前記第1の刃と前記第2の刃を設けた本体と、
 - D 前記本体と可動的に接続されたガイド板とを有し、
 - E 前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る
 - F ことを特徴とするカッター。

(2) 「ガイド板」について

本件特許発明の特許請求の範囲及び本件明細書の記載によれば、本件特許発明の「ガイド板」は、「切断方向を案内するための平たい形状の部材」であると認められる。

乙13発明では、ブラケット9、ベース10、ルーラーアーム11及びT定規フェンス12で構成される一体物は、刃17の第1の刃部又は第2の刃部が壁板シート32を切断する際に、「切断方向を案内する」作用を奏し、全体として平たい形状であるから、「切断方向を案内するための平たい形状の部材」であるといえ、この一体物は「ガイド板」に相当する。

(3) 「前記本体と可動的に接続された」について

乙13発明では、ベース10の上面の一部に備え付けられたブラケット9の孔を通るピボットピン4を軸にロッカーハウジング1が回動可能に接続されているのであるから、「ガイド板」である一体物は、その構成部分であるブラケット9の部分を通して「本体」であるロッカーハウジング1と「可動的に接続」されているものといえる。

したがって、一体物は、「前記本体と可動的に接続されたガイド板」に相当する。

(4) 「前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」について

本件特許発明の特許請求の範囲及び本件明細書の記載からすると、「本体」を「ガイド板」に対して傾け、又は回動させることにより、「本体」の中に設けた「第1の刃」又は「第2の刃」が「ガイド板」の底面よりも下の位置に出て対象物を切断することが可能な状態となる構成のものは、「前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」構成に当たる。

乙13発明においては、「本体」に相当するロッカーハウジング1をピボットピン4を軸として回動させることにより、ロッカーハウジング1の内部に対置された刃キャリア26に備えられた一对の切断部材である刃17のうち、下方向に回動した側の第1の刃部又は第2の刃部が、ロッカーハウジング1の内部から出て、さらには、「ガイド板」に相当する一体物の構成部分であるルーラーアーム11の底面よりも下の位置に出て、壁板シート32を切断することが可能な状態になることが認められる。

よって、乙13発明は、「前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る」構成を備えているものと認められる。

(5) 以上のとおり、乙13発明は、本件特許発明のすべての構成要件の構成を備えているから、本件特許発明と同一の発明であると認められる。